

宮崎県東京ビル再整備事業_意見交換会（令和4年2月24日、25日）で行った「県産木材利用についての補足説明」において出された次の質疑については、その回答を全ての応募者に共有します。

問1 県産材の定義について伺いたい。

(答1)

「県産材」とは、宮崎県内で生産かつ加工された木材であって、森林に関する法令に照らし、適切に手続きされて流通している木材であることが証明できる木材をいいます。

ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議の上決定します。

問2 構造を一部木造にした場合の木材使用量の目標値はどうなるのか。

(答2)

「県産材利用推進に関する基本方針」で別に定めている「公共建築物における木造率等の目標について」（資料1-1のP4）の中の②「公共建築物の単位面積当たりの県産材使用量」の表では、建物の構造（「木造」、「非木造」）別に目標値を定めております。

「木造」とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものいい、木造と他構造の混構造の場合には床面積の多い部分の構造としております。

そのため、混構造で木造の床面積が多い場合には「木造施設」の目標値を、また、木造の床面積が少ない場合には、「非木造施設」の目標値を適用することとしております。

問3 外部や家具での県産材の使用は対象となるのか。

(答3)

「木造施設」、「非木造施設」とともに、内外装や什器等での使用も県産材の使用量に含まれます。

問4 資料3の都城市立図書館の木材使用量の中には家具は含まれているか。

(答4)

書架や館内の木製造作家具も含まれています。

問5 非木造施設の場合の県産材使用量の目標値0.02は、県の施設の中での使用量であって、民間施設で使っている使用量はカウントされないという認識か。

(答5)

本施設が非木造施設の場合、目標値0.02の対象となる県産材使用量は、県施設部分の床面積に目標値0.02を乗じて算出したものとなります。

ただし、県産材使用量全体として、民間施設部分での使用量を計上することも可能です。

なお、評価の基準については、事業者選定基準と質問回答でお示ししている以上のことはお伝えできませんが、事業者選定基準に従い適切に審査します。